令和７年度　第１１回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	令和８年　２月２５日（水）			
開催場所	役場２階　第１会議室			
開催日時	令和８年　２月２５日　午前　１０　時　００　分　開　会			
	令和８年　２月２５日　午前　１０時　４２　分　閉　会			
出席委員	１番	具志　俊仁	５番	大城　正和
	２番	内間　正樹	~~６番~~	~~玉城　健次~~
	３番	宮嶋　扶喜子	７番	平安山　良也
	４番	喜屋武　和徳	８番	米須　清和
欠席委員番号	６番	玉城　健次		
議事録署名委員	５番	大城　正和	７番	平安山　良也

日程第１　議事録署名委員及び書記の指名について

日程第２　会期の日程について

日程第３　諸般の報告について

日程第４　議案の宣告について

議　　長 （開　会）	今帰仁村農業委員会会議規則第１１条の規定により、ただ今から令和７年度　第１１回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は７名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議　　長 （日程第１）	これより議事に入ります。 日程第１　書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	（異議なし）
議　　長	異議なしと認め、書記には高良　琴美（たから　ことみ）さん、議事録署名委員には、５番 大城　正和（おおしろ　まさかず）委員、７番 平安山　良也（へんざん　よしや）委員を指名します。
議　　長 （日程第２）	日程第２　会期の日程について、本総会の会期は本日１日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なし）
議　　長	異議なしと認め、会期は本日１日間と決定します。
議　　長 （日程第３）	日程第３　諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事　務　局	（諸般の報告） 報告１　利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告２　農地法第３条の３の規定による届出について 報告３　地域計画変更内容一覧について 報告４　今帰仁農業振興地域整備計画書の変更について 報告５　農業用施設届出書の報告について 以上です。
議　　長 （日程第４）	それでは、日程第４　議案の宣告をいたします。 議案第５３号　　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第５４号　　非農地証明願いについて 議案第５５号　　農地法第５条許可の取消願いについて 議案第５６号　　農地法第５条の規定による許可申請について 以上です。

	本日の提案された議案第５３号から第５６号までですが、そのうち現地資料確認を必要とするものが　１１　件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なし）
議　　長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩　　午前　１０時　０４分 再開　　午前　１０時　２６分
議　　長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第５３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	それでは私のほうから議案第５３号「農地法第３条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書　１ページ、２ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第５３号「農地法第３条の規定による許可申請について」の内容を説明） 事務局といたしましては、３ページから８ページにあります【別添】「３条調査書」を踏まえ、農地法第３条の規定による許可について可否の意見を求めます。以上です。
議　　長	ただ今、事務局から説明がありました議案第５３号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号４番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委　　員	議案第５３号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号４番については、１５０日以上従事する新規就農者で、令和８年２月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議　　長	続きまして議案第５３号「農地法第３条の規定による許可申請につい

	て」整理番号５番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委　　員	議案第５３号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号５番については、２５０日以上従事する新規就農者で、令和８年２月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議　　長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議　　長	議案第５３号「農地法第３条の規定による許可申請について」、異議はございませんか。
	（異議なし）
議　　長	議案第５３号「農地法第３条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第５４号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	それでは私のほうから議案第５４号「非農地証明願いについて」を説明いたします。お手元の議案書９ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、議案第５４号「非農地証明願いについて」を説明） 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議　　長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委　　員	この農地は平成２６年に農地法第３条の許可を得て取得されており、非農地の要件を満たさないと思います。売買予定であれば、５条での申請をすべきではないでしょうか。

議　　長	ほかに意見はありませんか。
事　務　局	３条で取得した農地を、一度も耕作せずに非農地願いという点は、事務局としても気になっています。
議　　長	休憩します。
	休憩　　午前　１０時　３４分 再開　　午前　１０時　３５分
議　　長	議案第５４号「非農地証明願いについて」は否決でよろしいでしょうか。
	（異議なし）
	議案第５４号「非農地証明願いについて」は否決といたします。 続きまして、議案第５５号「農地法第５条許可の取消願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	それでは私のほうから、議案第５５号「農地法第５条許可の取消願いについて」説明いたします。お手元の議案書１０ページをお開き下さい（議案書に基づき、議案第５５号「農農地法第５条許可の取消願いについて」の内容を説明） 以上です。
議　　長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議　　長	議案第５５号「農地法第５条許可の取消願いについて」、異議はございませんか。
	（異議なし）
議　　長	議案第５５号「農地法第５条許可の取消願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第５６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番から３番を議題とします。こちらは同時申請となっ

	ていますので、一括で審議したいと思います。 事務局の説明をお願いします。
事　務　局	それでは私のほうから、議案第５６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番から３番について説明いたします。お手元の議案書１１ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、議案第５６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番から３番の内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。 以上です。
議　　長	ただ今、事務局から説明がありました、議案第５６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番から３番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委　　員	議案第５６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番から３番について、令和８年　２月１７日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議　　長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議　　長	議案第５６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番から３番について、異議はございませんか。
	（異議なし）
議　　長	議案第５６号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番から３番は異議なしと認め、可決決定いたします。

議　　長	本日の日程はすべて終了いたしました。 次回の農業委員会総会は令和８年３月２５日(水)を予定しています。 これにて令和７年度１１回総会を閉会します。
	閉会時刻　(午前)・午後　10　時　42　分
	会長　米須　清和　印
	議事録署名委員
	大城正和　印
	新垣哀也　印